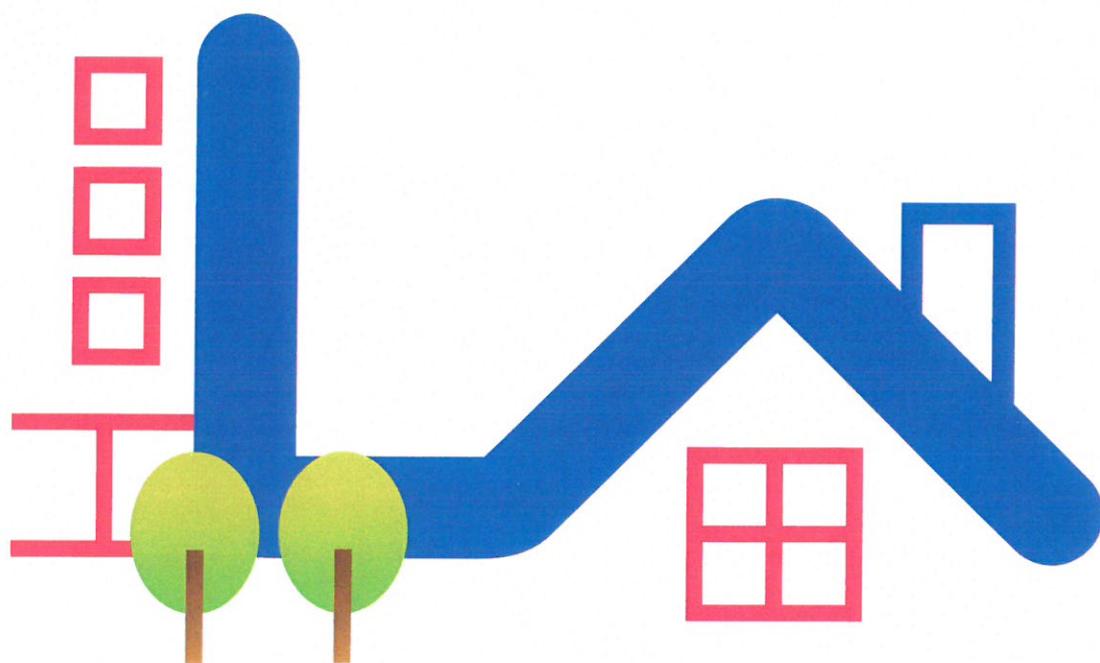


# ライフアシスト家財保険

[賃貸住宅総合保険]



ライフアシスト家財保険は賃貸住宅に  
居住される方へ快適な生活をアシストします

# ライフアシスト家財保険は

家財保険金

修理費用保険金

借家人賠償責任保険金

個人賠償責任保険金

をパッケージした  
賃貸住宅総合保険です

家財保険金	火災	① 火災		火災で洋服や家具などを焼失した	
		② 落雷		・落雷により火災が発生し、家財が燃えた ・落雷でテレビが故障した	1回の事故につき家財保険金額が限度
		③ 破裂・爆発		ガス器具が使用中に爆発し、食器が大量に割れた	
	自然災害	④ 風災・ひょう災・雪災		強風で窓が割れ、家具が散乱・破損し、使い物にならなくなった	損害額が20万円以上になった場合、1回の事故につき家財保険金額が限度
		⑤ 水災 ※1		台風による大雨で床上まで浸水し、絨毯や応接セットなどに被害を受けた	1回の事故につき家財保険金額が限度
	日常生活のリスク	⑥ 物体の落下・飛来・衝突		自動車が飛び込み、窓際のテレビが破損した	1回の事故につき家財保険金額が限度
		⑦ 水漏れ		上階で水漏れにより、絨毯やベッドが水浸しになった	1回の事故につき家財保険金額が限度
		⑧ 破損・汚損等		誤ってものを落とし、ガラステーブルが破損した	1回の事故につき30万円が限度
		⑨ 盗難 ※2		和服やアクセサリー、デジカメなどを盗まれた	1回の事故につき家財保険金額が限度 ※宝石・カメラ等・現金・自転車・原付等は、それぞれ限度額があります。
	他	⑩ 騒じょう・労働争議等		労働運動などにより暴力行為や破壊行為で家財に損害が生じた	1回の事故につき家財保険金額が限度
		⑪ 持ち出し家財		旅行中、ホテルで火災にあり、持参した荷物が焼失した	居住する住宅から一時的に持ち出された家財に対して、1事故につき30万円が限度

※1 水災とは、床上浸水または、地盤面から45cm以上の浸水による家財の被害があった場合、または家財に30%以上の損害が生じた場合のことをいいます。  
※2 所轄の警察署あての盗難被害の届出等が必要です。

## 家財保険金に加え、このような費用も補償されます

プラス 費用の補償	地震等災害見舞費用		・地震により居住困難となり転居した場合 ・家財保険金額の20%を超える損害を被った場合	・居住困難で転居した場合は1回の事故につき30万円 ・家財に20%を超える損害を被った場合は5万円
	被災時臨時費用		家財保険金の①～④、⑥、⑦、⑩の損害による借戸室からの転居のための諸費用	1回の事故につき家財保険金額の30%か100万円のいずれか低い額が限度
	残存物取片付け費用		家財保険金の①～④、⑥、⑦、⑩の損害による家財の残存物取片付け費用	1回の事故につき家財保険金額の10%が限度
	被災転居時引越費用		家財保険金の①～④、⑥、⑦、⑩の損害による借戸室からの引越費用	1回の事故につき20万円が限度
	失火見舞費用		家財保険金の①～③の損害による第三者の損害に対する見舞費用	1回の事故につき家財保険金額の20%が限度
	特別費用		1回の事故で家財保険金額の80%を超える額の支払があった場合	契約終了に伴い、家財保険金額の10%

修理費用 保険金	修理費用		・家財保険金①～⑦、⑨、⑩の事故による修理費用が発生した場合 ・借戸室における被保険者の死亡に伴う費用	1回の事故につき100万円が限度
	水道管等修理費用		水道管等の凍結、洗面台の破損、窓ガラスの破損により修理費用が発生した場合	1回の事故につき30万円が限度
	ドアロック交換費用		かぎを盗まれた場合のドアロック交換費用	1回の事故につき3万円が限度

(注) 1事故につき、お支払する家財保険金と費用保険金との合計金額は1000万円が限度です。

借家人賠償責任保険金		上記家財保険金の①③⑦⑧により、貸主に対して法律上の賠償責任をおった場合	1回の事故につき1,000万円限度 家財保険金の⑧の場合は、1事故につき50万円が限度
------------	---	--------------------------------------	--

個人賠償責任保険金		偶発の事故により他人に対して法律上の賠償責任を負った場合(対人・対物)	1回の事故につき1,000万円限度 ただし借家人賠償責任保険金と合わせて1,000万円が限度
-----------	---	-------------------------------------	---

# Point 1

## 地震に備えたお見舞費用があります

※地震保険ではありません  
※地震保険料控除対象外です

地震により、借りていたお部屋が居住困難となり転居をした

地震等災害  
見舞費用

居住困難で転居した場合

一律30万円

罹災証明や震度数値条件がありません  
※退去証明のコピーが必要です



建物に影響はなかったが、TVや冷蔵庫、家具類が倒れて壊れてしまった

家財保険金の20%以上損害を被った場合は、地震等災害見舞費用として5万円をお支払します。

地震等災害見舞費用 一律5万円

# Point 2

## 日常生活のさまざまなリスクに備えた補償です

ライフアシスト家財保険は、保険金お支払い対象の事故があった場合の免責金額(入居者様の自己負担額)がありません

事例1 模様替え中に、建具に家具がぶつかり、誤って建具を破損させてしまった

費用例：¥50,000 (建具交換費用)

借家人賠償責任保険金

破損・汚損の場合  
支払限度50万円

不測かつ突発的な事故(破損・汚損)でも、入居者様のご負担はなく、補償します



事例2 掃除中に誤って物を落としガラステーブルとテーブルの上にあったパソコンを壊した

費用例：¥100,000 (PC再調達価格)  
費用例：¥40,000 (テーブル再調達価格)

破損・汚損等 1事故につき30万円限度

破損・汚損は1回の事故につき30万円が限度  
1契約年度50万円が限度で補償します



事例3 玄関の鍵を壊され侵入され、現金15万円と時計を盗まれた

費用例：¥150,000 (現金)  
費用例：¥100,000 (時計)※時価額  
費用例：¥25,000 (鍵交換費用)

盗難 家財保険金が限度

ドアロック交換費用 支払限度3万円

現金は、1事故及び1契約年度につき通算して20万円限度で補償します。



事例4 洗濯機の給水ホースが外れ自室と、階下のお部屋に被害が発生した

費用例：¥350,000 (階下の損害額)  
費用例：¥200,000 (自室の損害額)

個人賠償責任保険金 支払限度1,000万円

借家人賠償責任保険金 支払限度1,000万円

個人賠償責任保険金、借家人賠償責任保険金合わせて、1,000万円が限度です



事例5 誤ってドライヤーを落とし洗面台を破損した

費用例：¥55,000 (洗面台交換費用)

水道管等修理費用 支払限度30万円

事故につき30万円が限度  
1契約年度50万円が限度で補償します



事例6 網入りガラスが、寒暖差による熱割れで割れ、交換した

費用例：¥30,000 (窓ガラス交換費用)

水道管等修理費用 支払限度30万円

事故につき30万円が限度  
1契約年度50万円が限度で補償します



事例7 一人暮らしの被保険者が孤独死し、室内の清掃洗浄と遺品整理の費用を要した

費用例：¥200,000 (室内現状回復費用)  
費用例：¥120,000 (遺品整理費用)

修理費用 支払限度100万円

修理費用は最大100万円までです  
遺品整理のみでも支払も可能です



事例8 凍結により専用水道管が破損し、給湯器が破損した

費用例：¥30,000 (水道管修理費用)  
費用例：¥100,000 (給湯器交換代)

水道管等修理費用 支払限度30万円

事故につき30万円が限度  
1契約年度50万円が限度で補償します



家財保険金額の目安を参考に、ご契約のコースをご選択ください。

## 家財とは？

- ・ソファやダンスなどの家具類
- ・冷蔵庫や洗濯機などの生活家電
- ・TV、パソコン、カメラ、オーディオ類
- ・カーペット、ラグ、カーテン等
- ・自転車
- ・洋服、靴、バック等の衣類
- ・アクセサリー類
- ・食器や雑貨類
- その他自宅に収容されてる自己所有のもの

## 家財保険金額の目安

間取り	家財保険金
1ルーム,1K,1DK	250万円～550万円
1LDK,2K,2DK,2LDK	450万円～650万円
3K,3DK,3LDK	550万円～900万円

## ご契約コース

他コースも取扱いしています

保険料		保険金額			
保険期間2年	保険期間1年	家財保険金	修理費用保険金	借家人賠償責任保険金	個人賠償責任保険金
A15 コース 15,000円	B09 コース 9,000円	210万円	100万円	1,000万円	1,000万円
A18 コース 18,000円	B10 コース 10,000円	390万円			
A20 コース 20,000円	B11 コース 11,000円	500万円			
A23 コース 23,000円	B13 コース 13,000円	660万円			

## ✖ このようなきは保険金をお支払いできません

- ・たばこのヤニで壁を汚した
- ・結露などが原因で、壁や洋服にカビが生えた
- ・液晶テレビのバックライトが切れて映らなくなった
- ・レストラン前に駐輪し食事中に自転車が盗まれた
- ・友人から借りたカメラを落として壊してしまった
- ・エアコンの取り付け穴をふさぐように大家さんから言われた
- ・たばこの火で畳を焦がした
- ・大雨の日に雨漏りで洋服類に被害を受けた
- ・詐欺に遭い、貴金属をだまし取られた
- ・外出中にひったくりに遭い、現金の入った鞆を盗まれた
- ・水道管が老朽化で破損し階下に水ぬれさせた

### 事故が発生したときは

事故受付センター  
24時間対応・年中無休

事故受付センターで事故の状況をお聞きし、その後の保険金の支払いに関するお手続きなどのご案内をさせていただきます

 0120-803-881

事故の手続きに関する案内等は下記時間帯とさせていただきます  
【受付時間】9:00～20:00（年始1/1～1/3は除きます）

### 保険に関するお問合せ

お客様サービスデスク

弊社ホームページでも受け付けております  
<http://www.la-shotan.com>

 0120-808-028

【受付時間】9:00～18:00 土日、祝日および年末年始を除きます

東北財務局長（少額短期保険）第6号

 ユーミーLA 少額短期保険 株式会社

お客様の求めるものを絶えず追究し、お客様に「安心と信頼」を誠実にお届けすることを喜びとします。

本社 〒980-0803 宮城県仙台市青葉区国分町3-11-9 アルファオフィスビル702  
TEL: 022-796-3217 FAX: 022-796-3218

東京 オフィス 〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-21 双英ビル5F  
TEL: 03-5937-5014 FAX: 03-5332-7305

### 取扱い代理店

東京都豊島区要町2丁目36番1号  
有限会社 剛志ハウジング

代表取締役 椎尾 登喜子

TEL 03-3956-7681  
FAX 03-3956-7682